

「市川三郷町認定地域クラブ活動指導者」登録制度

1. 目的

この指導者登録制度（以下「本制度」という。）は、認定地域クラブ活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すものである。

2. 定義

本制度に基づき、市川三郷町教育委員会が定める研修を受講し、市川三郷町教育委員会に登録された指導者を「市川三郷町認定地域クラブ活動指導者」と呼ぶものとする。

3. 対象となる研修

- ① 「NITTAI CLUB（日本体育大学）」が提供する指導者研修
- ② 山梨県が提供する指導者研修

4. 登録要件

次の全ての要件を満たす者を、市川三郷町教育委員会において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。

（１）中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること。

（２）暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者

（３）以下のいずれにも該当しない者

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- ③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

5. 登録手続等

(1) 認定地域クラブ活動指導者としての登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市川三郷町教育委員会に対して登録申請書及びの誓約書（以下「登録申請書等」という。）を提出するものとする。

(2) 市川三郷町教育委員会は、登録申請書等の内容を確認し、要件を満たしている場合には、登録申請者に対して研修の受講案内を行い、研修の受講確認後、認定地域クラブ活動指導者としての登録を行うものとする。

(3) 認定地域クラブ活動指導者は、登録事項等に変更があった場合には、速やかに市川三郷町教育委員会に報告するものとする。

6. 有効期間

登録の有効期間は、4年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々翌年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々翌年度末））

7. 不適切行為への対応

(1) 禁止される不適切行為

① 認定地域クラブ活動指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の不適切行為を行ってはならない。

② 上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。

(2) 不適切行為への対応

認定地域クラブ活動指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、運営団体・実施主体等のルールに基づき、事案に応じた適切な対応を行うとともに、市川三郷町教育委員会に報告すること。

